

避難場所・避難所の変更について

資料 2

指定		除外（取り消し）		備考
指定避難所	指定緊急避難場所	自主避難場所	指定避難所	
まちづくり活動センター まるーむ	—	—	—	水口地域の「早期開設の避難場所」のセンター施設として指定するため
伴谷くじら こども園	—	—	伴谷保育園	令和5年4月1日認定こども園開園に伴う公立園の閉園による。 (指定及び指定除外)
	—	—	伴谷幼稚園	
佐山コミュニティセンター (佐山地域市民センター)	—	—	老人福祉センター佐山荘	令和5年4月1日開所に伴う。現在の佐山地域市民センター及び佐山荘は令和5年3月31日で閉所のため指定から外す。
	—	—	佐山地域市民センター	
柞原会館 (小原地域市民センター)	—	—	—	令和4年8月 地元協議のうえ、早期開設の避難場所に指定。 このことから「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」に指定する。
—	—	民宿光雲荘 (澤善)	—	令和4年6月 勅旨区と(株)澤善との間で災害時に避難場所として施設及び土地の使用する覚書を締結されたことから

※指定避難所 災害が発生してから必要な場所に開設。避難が長期間となる時避難生活を送る場所（主に学校などの公共施設で市が開設）

※指定緊急避難場所 警戒レベル3で土砂災害などの危険が予想される地域に開設（学校や公民館などの公共施設で市が開設）

※自主避難場所 開設や閉鎖は、地域の実情に応じ区・自治会で判断（身近な自治会館や草の根ハウス等を地域住民の避難先として区・自治会が開設）